

# 公益社団法人日本網膜色素変性症協会 会費規程

## （目 的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本網膜色素変性症協会（以下「この法人」という。）定款第7条の規定に基づき会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （会 費）

第2条 会員は、次の年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 5,000 円
- (2) 賛助会員 1口 1,000 円
- (3) 名誉会員 無料

2 新規入会者の会費は、入会期日により次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 12月末日まで入会した者 5,000 円
- (2) 1月1日から3月31日まで入会した者 2,500 円

## （会費の納期）

第3条 毎年4月1日現在、この法人に在籍する正会員は、前条第1項に定める年会費を別に定める日まで遅滞なく納入しなければならない。

## （会費の使途）

第4条 この法人における会費の使途は、毎事業年度における合計額の100分の50以上を公益目的事業に使用しなければならない。

## （会費の免除）

第5条 生活保護受給者、父親及び子供又は母親及び子供の世帯（以下「ひとり親世帯」という。）に対して会費を免除する。

2 会費を免除する期間は、生活保護受給者の場合は生活保護の受給を受けている期間とし、ひとり親世帯の場合は2ヶ年とする。ただし、免除の開始年度は、免除申請を行った日が属する年度の翌年度とする。

## （免除申請）

第6条 前条により会費の免除を受けようとする者は、様式1による会費免除申請書に生活保護受給者証明書（写）又は児童扶養手当受給書（写）を添えて理事長に申請しなければならない。

2 翌年度以降も会費の免除を受ける場合は、前項に定める申請書と添付書類を添えて申

請しなければならない。

(免除決定)

第7条 理事長は、会費免除申請書が会員から提出されたときは、理事会の同意を得て会費の免除を決定する。

2 前項において免除を決定した場合は、様式2に定める会費免除通知を申請者に通知する。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。ただし、第2条に定める会費額を変更するときは、理事会の決議を経て代議員会の承認を受けるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(入会及び会費規程等の廃止)

2 次に掲げる規程は廃止する。ただし、第2号に掲げる規程は、定款第7条第2項中「、別途免除規程に定める。」を「、別に定める。」に改めたときに廃止する。

(1) 入会及び会費規程(平成25年9月2日)

(2) 会費免除規程(平成25年9月2日)

(免除の申請及び期間に関する経過措置)

3 この規程の施行前に会費の免除を受けた者の免除の期間は、なお従前の例によるものとし、この規程の施行前1年以内に行った会費の免除申請は、この規程に定める申請を行ったものとみなす。ただし、現に免除を受けている者の免除の期間は、この規程に定める期間とする。

(会費免除規程の一部改正)

4 会費免除規程(平成25年9月2日)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(会費の免除)

第1条 この法人の会費の免除については、会費規程(令和3年4月1日)第5条に定めるところによる。

(申請及び決定)

第2条 会費免除の申請及び決定は、会費規程第6条及び第7条で定める。

様式 1

## 会費免除申請書

年 月 日

公益社団法人 日本網膜色素変性症協会  
理事長 様

氏名 印  
会員番号

私は次の理由により関係書類を添えて会費の 免除 を申請します。

[ 生活保護 父子・母子手当 ] を受給している。

様式 2

## 会費免除通知

年 月 日

様

会員番号

公益社団法人 日本網膜色素変性症協会  
理事長

あなたの願い出について理事会で審査の結果、決定いたしましたので通知します。

年 月 日 から 年 月 日まで  
会費を免除します。